

平成 21 年 2 月 10 日



各 位

会 社 名 春 日 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 佐 藤 将
(コード番号6650 東証2部)
問 合 せ 先 財 務 部 次 長 野 島 辰 弥
T E L (0422-47-5881)

「企業行動指針に関する重要確認事項」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「企業行動指針に関する重要確認事項」について決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

春日電機株式会社の企業行動指針に関する重要確認事項

当社は、反社会的勢力との関係遮断の徹底と健全なる企業活動を通じた「お取引先様に対する良質な製品提供を通じてのモノづくり企業としての社会貢献」を推進することを確認する。

これを実現し、当社の企業としての永続的・健全なる企業活動を推進するため、以下の取り組みで臨む。

- ①当社の企業としての組織的な対応を実現する。
- ②外部の専門機関との緊密な連携を図る。
- ③反社会的勢力との企業活動上の取引を含めた一切の関係遮断を図る。
- ④反社会的勢力(その懸念がある者を含む、以下同じ)による不当な要求(介入・当社株式にかかる取引等を含む、以下同じ)がされた場合等の有事の状況下において、民事的な対応ならびに刑事的な対応について、当社内外の部署・関係機関・専門機関の連絡体制の下、躊躇無く民事事件・刑事事件としての取り組み対応を行う。
また、当社内の不祥事等に起因して、反社会的勢力による不当な要求を招いた場合においては、適切なる調査等を実施し、反社会勢力の指摘の事実の真偽を確認し、虚偽である場合にはその旨を理由に拒絶し、仮に真実である場合には不当な要求自体については拒絶・阻止し、当社内の不祥事等については、当該事実関係の適切な開示を行い、再発防止策の徹底等により対応する。
- ⑤反社会的勢力に対する資金供与・利益供与等は、結果として更なる不当な要求等に繋がることは必至であり、被害等の拡大に繋がることになることを認識し、絶対に行わない。

(補足事項)

上記を実現のため、以下を可及的速やかに順次準備・推進する。

- ・取締役会における「反社会的勢力との関係遮断」に関する基本方針についての決議
- ・反社会的勢力対応部署の設置
- ・反社会的勢力に対するとの関係遮断のためのマニュアルの策定と実施徹底のための教育プログラム(全役職員対象)の実施
- ・当社の反社会的勢力との関係遮断の基本方針等についての社内外に対する周知徹底
- ・反社会的勢力に関する社内外の部署・関係機関・専門機関との情報交換、連絡体制の確保ならびに手順化
- ・継続的なモニタリング体制の実現と実施、等

なお、本件の重要性に鑑み、着手・実行可能なものから順次推進する。

以上